

条	改定前	条	改定後
【保証委託契約約款】		【保証委託契約約款】	
第 10 条	<p>(過剰返済・相殺処理の取扱)</p> <p>委託者が残債務額を超える返済をした場合、かかる返済により生じた預り金には乙は利息を付さず、返却方法および返却場所は、委託者の指定する委託者名義の指定金融機関への振込その他乙所定の手続によるものとします。</p>	第 10 条	<p>(過剰返済・相殺処理の取扱)</p> <p>委託者が残債務額を超える返済をした場合、かかる返済により生じた預り金には乙は利息を付さず、返却方法および返却場所は、「SBI 新生銀行カードローン」にかかるカードローン規約第 1 条(2)に定める委託者名義の銀行口座、同規約第 5 条②の委託者の指定する委託者名義の預金口座、委託者が自動振替のために乙に対して届出た委託者名義の預金口座または委託者の別途指定する委託者名義の銀行口座への振込その他乙所定の手続によるものとします。</p>
-	2023 年 1 月 4 日改定	-	2024 年 9 月 26 日改定
-	登録 No.10343 23.01	-	登録 No.10343 24.09